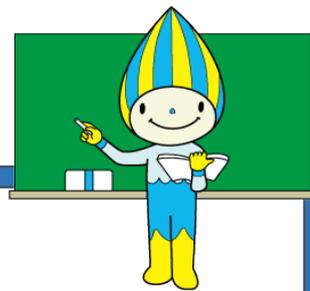


その教員免許、復活します！



あなたの経験やスキルを
学校現場で活かしてみませんか？

令和4年7月1日に教員免許更新制がなくなり、休眠中の教員免許は自動的に復活します

あなたの免許と経験・スキルを活かして、子どもたちの夢を描き、心を育ててみませんか？

休眠中の
免許は…

令和4年7月1日に
自動的に復活します

◎手続きや更新講習の受講は
要りません！

免許が失効
した方は…

授与申請して
再び免許状を取る
ことができます

◎更新講習の受講は
要りません！

免許状の授与申請に必要な書類（主なもの）

- ・申請書、履歴書、宣誓書（県ホームページに様式を載せています）
- ・学力に関する証明書、卒業（修了）証明書 ※詳しくは、県ホームページをご覧ください

休眠中の教員免許とは、更新制導入前（平成21年3月31日以前）に授与された教員免許（旧免許状）を持ち期限までに更新講習の修了確認を受けなかった人の免許状のことです

旧免許状	更新制導入前(平成21年3月31日以前)に授与された免許状
新免許状	更新制導入後(平成21年4月1日以降)に授与された免許状 ※免許状の末尾に「有効期間の満了の日」が書かれています



あなたを待っている子どもたちがいます♪